（契約の目的）
第１条　受注者は発注者の所有する相模原市立あじさい会館に設置する照明設備のＬＥＤ化に係る修繕（以下「業務」という。）を行う。
（業務の内容）
第２条　業務の内容は、仕様書及び別添図面に示した内容とする。
（契約の保証）
第３条　契約保証金は契約金額の１００分の１０以上とする。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる保証を付すことのできる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。
（１）受注者が契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をするとき。
（２）受注者がこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証を付したとき。
（３）受注者が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託するとき。なお、保証の額は、契約金額の１００分の１０以上としなければならない。
（４）受注者が過去２か年間に市又は国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
（一括委任又は一括下請負の禁止）
第４条　受注者は業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
（下請負人の通知）
第５条　受注者は業務の一部分を第三者に請け負わせるときは、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を、あらかじめ発注者に通知しなければならない。
（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）
第６条　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
（１）健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務
（２）厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務
（３）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務
２　前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
（１）当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合、その他の特別の事情があると発注者が認める場合
（２）発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場

合

（権利義務の譲渡等の制限）

第７条　この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第８条　受注者は業務の処理上、直接又は間接に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が満了した後又はこの契約を解除した後も、同様とする。

（発注者に与えた損害）

第９条　受注者は、故意又は過失により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者と受注者とが協議した結果、発注者の責めに帰すべき事由による場合、又は天災その他避けることのできない事由によると認めた場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第１０条　受注者は、業務の履行に当たり、第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

２　業務の履行に当たり、第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者及び受注者が協力してその解決処理にあたるものとする。

（天災その他不可抗力による損害）

第１１条　暴風、豪雨、地震、火災等の自然的又は人為的な事象であって、発注者受注者双方の責めに帰すべからざるものにより、修繕の出来方部分に損害を生じたときは、発注者受注者で協議して負担額を定めるものとする。

（業務の内容変更）

第１２条　発注者はこの契約締結後、天災地変その他やむを得ない事情があると認めるときは、受注者と協議して契約の内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（実地調査等）

第１３条　発注者が必要と認めるときは業務の実施状況について随時実地調査し、受注者に対して所要の報告又は資料の提出を求め、又は必要な指示を行うことができる。

（法令上の責任）

第１４条　受注者は、業務処理に当たる受注者の従業員及び下請負人の従業員（以下「従事者」という。）に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

（従事者の監督等）

第１５条　受注者は、従事者の規律及び勤務時間中の行為について指揮監督の義務を負い、事故の発生を未然に防止するように努めなければならない。

（事故等の報告）

第１６条　受注者は、業務の履行に当たり、事故等が発生した場合は、臨機に適切な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

２　受注者は、業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

３　受注者は、第１項及び前項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を、

遅滞なく発注者に提出しなければならない。

（検査検収）

第１７条　受注者は業務が完成したときは、速やかに修繕箇所の写真付き完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査に合格しなければならない。

２　受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完成とみなして前項の規定を適用する。

（契約金額の支払）

第１８条　受注者は前条に規定する検査に合格したときは、所定の手続きに従って契約金額の支払いを請求し、発注者は適法な請求を受理した日から３０日以内に、相模原市指定金融機関において支払うものとする。

（契約不適合責任期間）

第１９条　発注者は、業務に契約不適合があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定による契約不適合の補修又は損害賠償の請求は、不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が検収の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（違約金の徴収）

第２０条　発注者は、受注者の責めに帰する理由により、履行期限内に業務が完了しない場合において、履行期限経過後に完了する見込みがあると認めるときは、受注者から違約金を徴収して、発注者の認める範囲内において履行期限を延長することができる。

２　前項に規定する違約金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で算出した金額とする。

（発注者の催告による契約解除権）

第２１条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）受注者が本契約に違反したとき。

（２）本契約の履行について、受注者に不正の行為があったとき。

（３）履行期限内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第２２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）この契約を完了することができないことが明らかであるとき。

（２）受注者がこの契約の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する

意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（４）契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（６）受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

（７）破産、民事再生、会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２３条　第２１条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第２１条又は前条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第２４条　受注者は、第２１条又は第２２条の規定により本契約が解除された場合は、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

２　次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（３）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

３　第１項の場合において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

（暴力団等排除に係る発注者の解除権）

第２５条　発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下本条及び次条において、「条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（２）受注者が神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下本条において、「県条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められるとき。

（３）受注者が県条例第２３条第２項に違反したと認められるとき。

（４）受注者が条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員

等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、第３条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第２６条　受注者は契約の履行に当たって、条例第２条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（談合その他不正行為による解除）

第２７条　発注者は受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合も含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行機関を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）受注者（受注者が法人の場合にあってはその役員又はその使用人）の刑法（明治４０年法律第４５号)第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは同法第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　受注者は第１項の定めによる契約の解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（受注者の契約解除権）

第２８条　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反によって業務を履行することが不可能となった場合は、契約を解除することができる。

２　受注者は、正当な理由がある場合、本契約の解除の申出をし、発注者がこれを認めたときは、契約を解除することができる。ただし、解除の申出は、解除の期日前６０日までに書面をもって発注者に通知しなければならない。

３　第１項の規定により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、損害額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

（解除に伴う措置）

第２９条　発注者は、本契約が解除された場合においては、既成部分で検収に合格した成果（以下「出来形部分」という。）について、発注者はその出来形部分に対する契約金額相当額を受注者に支払わなければならない。

（履行不能の場合の処置）

第３０条　受注者が、天災その他の不可抗力等その責めに帰すことができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て、受注者は当該部分についての履行義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての契約金額の支払いを免れるものとする。

（環境配慮事項の遵守）

第３１条　受注者は、本契約による業務の実施に当たっては、本市の取り組む環境方針に基づき、次の事項に努めなければならない。

（１）「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において、省資源・省エネルギー、廃棄物の減量に取り組むとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

（２）発注者へ提出する書類及び添付資料は、原則として再生紙を使用すること。

（３）業務実施に当たり、車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

（４）業務実施において、廃棄物の処理に当たっては、法令等並びに相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和４７年相模原市条例第１２号）など関連法令を

遵守し、適正に処理すること。

（管轄裁判所）

第３２条　この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、専属管轄を除くほか、発注者の事務所の所在を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義等の解決）

第３３条　この契約について、発注者及び受注者相互間に疑義が生じたとき又は本契約書及び仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとし、受注者は誠意をもって対応するものとする。